

くらしに役立つ 消費者情報

近年、高齢者を狙った架空請求や悪質商法による消費者トラブルが増加しております。お気軽に阿南市消費生活センターにお尋ねください。

不安をあおり契約させる リフォーム工事の点検商法

事例

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。

(70歳代 女性)



ひとこと助言

その場で
契約しないで



阿南市
イメージアップキャラクター
「あななん」

- 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかさすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には応対しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

テレビショッピングでも 注文したら定期購入だった

事例

テレビショッピングで健康食品を購入し商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに1カ月後に同じ商品が届いた。よく確認すると「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので返品し、定期購入を解約したい。
(80歳代 女性)



ひとこと助言

気をつけてね



阿南市
イメージアップキャラクター
「あななん」

- テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、ついつい商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいますが、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。なお、定期購入である場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。
- 電話で注文する際にオペレーターが定期購入等の契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。説明が分からない場合や契約内容について説明がない場合は自分から確認し、納得してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの**通信販売ではクーリング・オフの制度はありません**。ただし、契約条件によっては返品出来る可能性がありますので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）

ラグビーワールドカップ2019日本大会 チケット購入は公式サイトで

事例

ラグビーワールドカップ2019のチケットを購入しようと検索し、一番上に表記されたサイトを公式サイトだと思ってチケットを申し込み、約13万円をクレジットカードで決済した。ところが、購入したサイトは転売仲介サイトであることが分かった。公式サイトによると、転売仲介サイトで購入したものは無効と記載されている。支払いたくないが、海外のサイトのように交渉も出来ない。
(60歳代 男性)



ひとこと助言

チケットは
公式サイトで

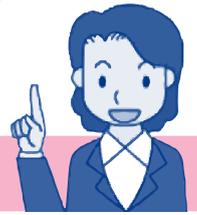


阿南市
イメージアップキャラクター
「あななん」

- 2019年9月から開催される「ラグビーワールドカップ2019日本大会」(以下、「RWC2019」)のチケット購入について、検索サイトで検索し、上部に広告として表示されたサイトを公式サイトと思い込み、海外の転売仲介サイトで購入してしまったという相談が寄せられています。
- RWC2019の公式サイトには、公式サイト以外の非公式販売サイトで購入したチケットは利用できない旨の注意喚起があります。チケットを購入する際は、必ず公式サイトであることを確認しましょう。
- 特に海外の転売仲介サイトは、トラブルが生じてキャンセルの条件や返金の保証等について交渉が難しい場合があります。
- トラブルに遭ったら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



契約をしたけれど、やっぱりやめたいんですが…



クーリング・オフ（一定期間は無条件で解約できます）

※通信販売はクーリング・オフができません。返品特約（返品のルール）をよく確認しましょう。

■正しく記載された書面（申込書面または契約書面）を受け取ってから以下の期間中は無条件で解約できます。

※書面に不備がある場合、書面を受け取っていないものとみなされます。

8日間	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問販売 ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供 ・訪問購入
20日間	<ul style="list-style-type: none"> ・連鎖販売取引 ・業務提供誘引販売取引

クーリング・オフ



クーリング・オフをする時のハガキ(契約解除通知書)記載例

<p>郵便はがき</p> <p>□□□□□□</p> <p>〇〇市〇〇〇〇番地</p> <p>〇〇会社 御中</p> <p>〇〇〇〇〇〇</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>●契約(申込)年月日 〇〇年〇月〇日</p> <p>●販売会社 〇〇会社</p> <p>●担当者名 〇〇〇〇</p> <p>●商品名 〇〇〇〇一式</p> <p>●契約金額 〇〇〇〇〇〇円</p> <p>右の契約を解除いたします。</p> <p>〇〇年〇月〇日</p> <p>住所 氏名</p>
<p>切手</p> <p>簡易書留</p> <p>又は</p> <p>特定記録</p> <p>自分の住所</p> <p>自分の氏名</p>	

ハガキを出すときの注意！

ハガキを出す前に両面をコピーし、出すときは簡易書留などで記録（控え）が残るようにしましょう。（ハガキのコピーと控えは失くさないよう大切に保存しておきましょう。）



本文イラスト：消費者庁

お気軽にお電話ください

阿南市消費生活センター

☎ 24-3251

相談時間：月～金曜日 9:30～16:30
休館日：土・日・祝日・年末年始

阿南市富岡町今福寺 40 番地 17 (JR 阿南駅前・社会福祉会館 3F)